

4)

各団体ハソレ々如何ニ方針ヲヤ団体ニ對シテ
別記在ル如シ

中々ハ秩序ヲ守ル者出スルニ以テ其ノ勝リ存スルヲ望ミ
互ニ會合シ、脱退及社令他種ノ事ト無シテ、利益ヲ
争ハスルヲ諒モ宜キニシテ、人ラシキ人、敢テ背ケレヌ

法財
人團
協
調
會